

交通事故防止情報

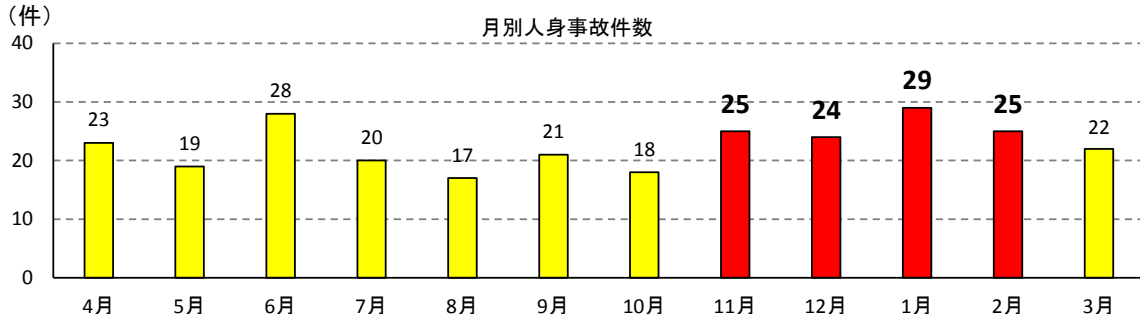
平成29年10月31日

三重県警察

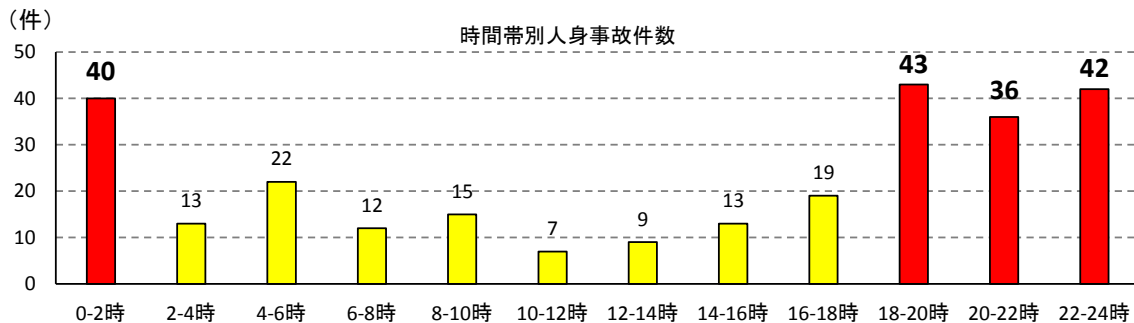
飲酒運転をしない させない 許さない!

飲酒運転による交通事故の特徴 (三重県内・平成24～28年)

- 11月から増加し、年末・年始が多い。

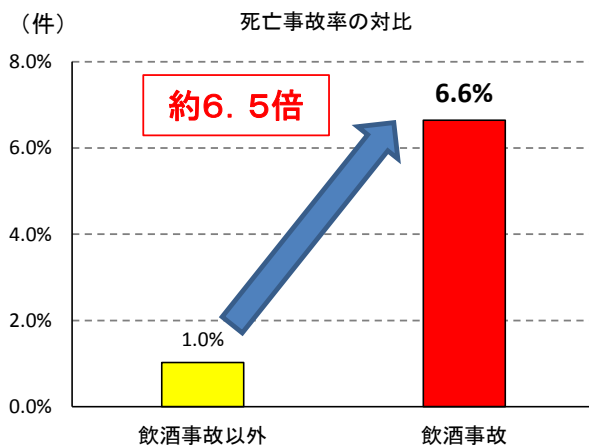


- 夜間の発生が多いものの、二日酔い運転にも注意!



- 飲酒運転による事故は、死亡事故となるリスクが約6.5倍!

※ 死亡事故率 = 死亡事故件数 ÷ 人身事故件数 (%)



飲酒運転による死亡事故は、車両単独事故(44.4%)が最も多いほか、正面衝突事故の発生割合が、飲酒以外の事故に比べて2倍になるなど、注意力や判断力等が低下することで重大な交通事故につながります!

飲酒運転は「犯罪」です。

飲酒運転違反者はもちろん、飲酒運転をするおそれがある人に酒類や車両を提供したり、飲酒運転の車両に同乗した人も処罰の対象となります。

飲酒の際は、公共交通機関や自動車運転代行業者を利用しましょう。

また、自動車によりグループで飲食店などに行く場合は、お酒を飲まず、仲間を自宅まで送り届ける人(ハンドルキーパー)を決めましょう。

